プレス機械作業主任者技能講習 案内書

法律根拠

- 労働安全衛生法第14条では、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものは、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。
- ・そして、労働安全衛生法施行令第6条第7号により、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行うプレス機械による作業が、プレス機械作業主任者を選任すべき作業であると定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められ た科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得 し、その作業に従事させる際に必要となるプレス機械作 業主任者の資格を取得していただくためのものです。





受講資格

プレス機械による作業に5年以上従事した経験を有する者

受講科目•講習時間

学科講習: 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識(6H)、

作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識(2H)、作業の

方法に関する知識(5H)、 関係法令(2H)

修了試験 : 全ての講義終了後に実施(1H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 般: 受講料 11,000円、テキスト代 1,540円、合計 12,540円 会員: 受講料 11,000円、テキスト代 1,240円、合計 12,240円